

平成 21 年 1 月 13 日

金融庁総務企画局市場課市場機能強化法令準備室 御中

社団法人 信 託 協 会

平成 21 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等 に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

金融商品取引業等に関する内閣府令

No.	該当条文	意見等
1	第 295 条第 3 項 1 号口(2)(同号 二(2))	<p>「資産証券化商品」に該当する「信託受益権」が「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第 1 条第 5 号に規定する「信託受益権」つまり法第 2 条第 2 項第 1 号および第 2 号に掲げる権利のうち、信託財産を主として有価証券に対する投資に充てて運用を行う「有価証券投資事業権利等」(法第 3 条 3 号) と定義されている。</p> <p>しかし、信託を利用して流動化・証券化を行う場合、信託財産を「主として有価証券に対する」「投資」に充てて「運用」を行う事例は稀有であり、この定義では流動化・証券化のために信託を利用する事例の太宗が対象外となる。</p> <p>一方で、「信託受益権等(略) に係る債務の履行について(1) の原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。」との要件が定義されているが、信託は財産管理の制度であり、信託の受益債権は「信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権」(信託法第 2 条第 7 項) であることから、当該定義ではおよそ全ての「信託受益権」を意味するとも解される。</p> <p>よって、以下の事項をご検討頂きたい。</p> <p>本条「信託受益権」については、法第 2 条第 2 項第 1 号および第 2 号に規定する「信託受益権」と定義すべきではないか。</p> <p>信託のうち、流動化・証券化に利用されるもののみを法令上明確に定義することは困難である。本件定義は、あくまで信用格付業者の規制を目的としたものであり、広く一般的にいわれる証券化・流動化商品としての信託を意味するものではないとの理解でよい。</p>
2	第 295 条第 3 項 1 号二(1)	<p>「原資産に係る損失の危険の全部又は一部を第三者から受託者に移転させる契約が締結されていること」については、受託者が固有財産によって「原資産に係る損失の危険」を負担するものではなく、信託財産によって負担するものを企図しているという理解でよい。</p>

No.	該当条文	意見等
3	第 306 条第 1 項 9 号イ	「第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目」とは、具体的にはどのような情報が想定されるのか。例えば、金商業者や格付会社が格付を付与する際に発行会社に要求するリストのようなものを想定しているのか。
4	第 306 条第 1 項 9 号ロ	「公表その他の…措置」には、例えば、守秘義務契約を締結した場合にその相手に個別に提供する等、公表以外の方法も含まれると理解してよいか。
5	第 307 条第 1 項 第 2 号	第 307 条第 1 項第 2 号ほか「当該金融商品の組成に関する事務の受託者」とは、スキームの立案や関係者間の調整を行う者（いわゆるアレンジャー）を指すという理解でよいか。
6	第 313 条第 3 項 3 号ただし書き	「業種」では機械製造業などの一般的な名称を、「規模」では大企業・中堅企業・中小企業、といった内容を、それぞれ開示すれば足りると理解してよいか。また、「所在地」の開示内容は、「業種」「規模」の開示内容とあわせて、事実上社名が特定されることがないよう、柔軟な対応が認められると理解してよいか。

以上